

待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について

平成28年3月28日 厚生労働省

- 待機児童解消までの緊急的な取組として、平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、以下の措置を実施する。

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化

1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等
 - 厚生労働大臣と待機児童が100人以上いる市区町長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進
2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付(実施中)
3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集(実施中)
4. 「保活」の実態を調査
 - 保護者目線に立った施策展開に資するため、平成28年4月入園に向けた「保活」の実態を調査
5. 保育コンシェルジュの設置促進(IVの1参照)

II 規制の弾力化・人材確保等

1. 保育園等への臨時の受入れ強化の推進
 - 人員配置基準、面積基準において、国の最低基準を上回る基準を設定している市区町村に対して、一人でも多くの児童の受入れを要請
2. 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援
 - 「認可化移行運営費支援事業」の補助要件である認可化移行期限(5年間)を緩和し、自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援(運営費の一部及び改修費の補助)を行う等

III 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充
 - 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化
 - 地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備促進等
2. 改修費支援等の拡充
 - 小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費等支援の拡充等

IV 既存事業の拡充・強化

1. 保育コンシェルジュの設置促進
 - 待機児童が50人以上いる市区町村を中心に「保育コンシェルジュ」の設置促進を図り、利用者と保育施設のマッチング(利用者支援)の強化
2. 緊急的な一時預かり事業等の活用
 - 待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、保育サービスを提供
3. 広域的保育所等利用事業の促進
 - 隣接する市区町村の間で、市区町村の圏域を越える保育園等の利用を送迎バスを活用し促進
4. 地域の中での円滑な整備促進
 - 保育園等の新規開設に向け、地域住民等との調整や防音壁設置対策を引き続き講じるなど、円滑な保育園等の整備が図られるよう、環境整備(コーディネート等)を促進

V 企業主導型保育事業の積極的展開

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化

1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等 【平成28年4月開催予定】

- 厚生労働大臣と待機児童が100人以上いる市区町(H27.4.1現在 62市区町)の長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議(待機児童が100人以上の市区町の部局長を招集)を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進する。

2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付 【平成28年3月22日から実施中】

- 自治体における子ども・子育て支援新制度施行後の待機児童対策の現状等について、専用アドレスを設置し、優良事例・課題・国への要望等を隨時受付する。

3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集

【平成28年3月22日から実施中】

- 厚生労働省ホームページによる、保育に関する国民からのご意見を募集する。
- 「保活」(子どもを保育園に入れるために保護者が行う活動)について、国民からのご意見もあわせて募集する。

4. 「保活」の実態を調査 【平成28年4月実施予定】

- 「保活」についての具体的な状況、保護者の負担等を把握し、より保護者目線に立った施策展開に資するため、平成28年4月入園に向けた「保活」の実態を調査する。

5. 保育コンシェルジュの設置促進(IVの1参照)

II 規制の弾力化・人材確保等

9. 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進

- 保育士が本来の保育業務により多くの時間を割くことができるよう、保育士の業務負担軽減につながるICT化を推進する。

10. 保育補助者雇い上げ支援等の推進

- 保育士の業務負担を軽減し、離職防止等に資するよう、保育補助者雇い上げ支援等の活用の推進など、平成27年度補正予算・平成28年度当初予算により事業化する。

11. 短時間正社員制度の推進等

- 子育て中の保育士等が復職しやすくなる環境を整えるため、多様な働き方を可能とする短時間正社員制度の活用を推進するなど、短時間勤務の保育士の処遇改善を進める。
- 保育士が常勤であることを地方単独措置の条件とする等、短時間勤務の保育士の活用をしていない自治体について、短時間正社員制度の活用等、短時間勤務の保育士の活用を促す。
- 妊娠・出産を契機に離職することが多い保育士の仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業取得の推進を促す。

12. 保育士の子どもの優先入園

- 未就学児をもつ保育士の子どもの優先入園を推進する。
- その際、市区町村の圏域を超えて就職する保育士がいることにも配慮し、都道府県が広域調整の役割を積極的に果たすよう促す。

13. 保育園等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

- 4月から実施予定の、保育士配置の弾力化の特例措置について、円滑かつ着実な実施について周知徹底を図る。

5

III 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充

① 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化

- 資材費や労務費の高騰などを踏まえた、整備費の土地借料加算の引上げを行う。
- 借地料は工事着工前から必要であるため、工事着工前の土地借料についても支援する。
- 定期借地権契約により土地を確保することにより発生する、必要となる権利金や前払地代などの一時金に対する支援を実施するため、整備費に新たな土地借料加算を設定する。

② 小学校の空き教室等の活用

- 学校、公営住宅、公民館、公有地等の地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備を促進する。
- 整備費に設けられた「地域の余裕スペース活用促進加算」の基準額を改善する。

③ 公園などの都市施設等を活用した保育園等の設置促進

- 保育所等整備交付金の「地域の余裕スペース活用推進加算」の対象として促進する。

2. 改修費支援等の拡充

① 地域のインフラ(空き家、空き教室など)を活用した一時預かりの推進など

- 保育対策総合支援事業費補助金の1メニューである「保育環境改善等事業」を見直し、改修費支援を実施する。

② 改修費支援の拡充

- 保育対策総合支援事業費補助金において実施している、小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費支援について、補助単価を引き上げるとともに、定員を増加する場合や老朽化に伴う修繕等についても補助対象とする。

6

保育所等における保育士配置に係る特例 【平成28年4月から実施】

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

①朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

- 保育士最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※1 都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者や、家庭的保育者など)に代替可能

【対応前】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A			
保育士B		18:00	
保育士C			
保育士D			

【対応後】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A		18:00	
保育士B		18:00	
保育士C		18:00	
保育士D		18:00	
無資格E			
無資格F			

②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、保育士に代えて活用可能とする。

※2 幼稚園教諭は3歳以上児、小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましい

※3 保育を行う上で必要な研修(子育て支援員研修など)の受講を求める

③保育所等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

- 保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※4 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

※②③の特例適用に当たっては、全体で1/3を超えない(保育士を2/3以上配置する)ことが必要
→全体で1/3を超えない範囲では、保育士資格を有しない者を配置することが可能

国と異なる基準を定めている自治体の状況

(平成26年12月調査分)

国が定める基準(例)		都道府県(47)	指定都市(20)	中核市(43)	保育計画を策定する市区町村(76)	合計(186)
人員の基準	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1～1:2歳児6:1、3歳児20:1(運営費上は15:1)14歳以上児30:1 × 認定こども園である保育所の場合 3歳児1:1 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	6 12.8%	8 40.0%	14 32.6%	37 48.7%	66 35.5%
設備の基準	0・1歳児を入所させる保育所 乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人) 医務室、調理室、便所	10 21.3% 0 0.0% 0 0.0%	13 65.0% 3 15.0% 2 10.0%	18 41.9% 3 17.0% 1 2.3%	30 39.5% 16 21.1% 1 1.3%	71 38.2% 22 11.8% 4 2.2%
	2歳以上児を入所させる保育所 保育室又は遊戯室(1.98m ² /人) 屋外遊戯場(3.3m ² /人) 調理室、便所	0 0.0% 1 2.1% 8 17.0%	12 10.0% 8 40.0% 2 10.0%	13 7.0% 3 7.0% 4 9.3%	13 13.9% 2 7.9% 6 17.9%	18 14.3% 14 7.5% 20 10.8%

※「保育計画を策定する市区町村」とは、平成26年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村(98市区町村)のうち、指定都市、中核市を除いた76市区町村。

※「従うべき基準」としては、上記以外に、保育の内容や、平等取扱いの原則等がある。

基準の上乗せの例

【国の中の基準】

○人員基準

1歳児 6:1

➡ 5:1

一指定都市：千葉市、京都市、北九州市等
一中核市：金沢市、豊中市、枚方市等

※横浜市の場合、民間保育所は上乗せ 0歳児 3:1、1歳児 4:1、2歳児 5:1、3歳児 15:1、4歳児以上 24:1

○面積基準

乳児室 1.65 m²/人 ➡ 3.3 m²/人

—都道府県：東京都、千葉県、沖縄県、山形県等

ほふく室 3.3 m²/人 ➡ 5.0 m²/人

—指定都市：札幌市、広島市、千葉市、川崎市等

—指定都市：仙台市

—中核市：金沢市等